八街市協働のまちづくり推進委員会委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則(平成 29 年規則第 30 号)に 定めるもののほか、八街市協働のまちづくり推進委員会委員の公募及び選考に関し必要 な事項を定めるものとする。

2 公募の方法

広報やちまた、市ホームページによる一般公募とする。

3 公募委員の数

公募により選任する委員の数は6人以内とする。

4 公募委員の任期

令和元年9月1日から令和3年8月31日まで

5 公募委員の応募資格

- (1) 令和元年9月1日現在で市内に在住、在勤又は通学している者
- (2) 八街市の職員及び議会議員でない者
- (3) 令和元年9月1日現在で八街市の他の審議会等の公募委員を2以上委嘱されて いない者
- (4) 暴力団員などと密接な関係を有さない者
- (5) 市税などの滞納がない者
- (6) 平日夕方以降の会議に参加できる者

6 募集期間

令和元年7月1日から7月31日まで

7 応募方法

応募者は、申込書に必要事項を記入のうえ、「地域の課題と協働の必要性」に関するレポート(任意様式、1,200字以内)を添えて、市民協働推進課へ提出(持参または郵送)するものとする。

8 選考方法

公募委員を選考するため、八街市協働のまちづくり推進委員会公募委員選考委員会を 置く。

- (1) 選考委員会は、各部の長及び教育次長をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、市民部長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会は、公募委員の委嘱をもって解散する。
- (6) 選考委員会の事務は、市民協働推進課において処理する。

9 選考基準

公募委員は、別表の選考基準により選定する。

10 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。